

## 配置予定技術者の確認について

平成 28 年 5 月  
敦賀市総務部契約管理課

「配置予定技術者の確認について」（平成27年2月）における配置予定技術者の取扱いについて、建設業法施行令の一部改正に伴い、下記のとおり改めますので建設工事の入札に参加される方は次の事項にご留意の上、入札に参加してください。

（改正箇所は下線部です）

### 1 配置予定技術者の確認について

建設工事の入札において落札者となった方は、落札者決定後、契約を締結する前にその工事現場に配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）について、「配置予定技術者届出書」を提出していただきます。そのため入札参加者の方は、あらかじめ、配置予定技術者について、監理技術者資格者証番号、氏名、生年月日、有する資格、他の工事にすでに配置されている場合はその工事の工事名、発注者、工期等について速やかに届け出できるように準備しておいてください。

### 2 配置予定技術者届出書の提出について

落札の宣言（落札決定通知）を受けた方（以下「落札者」という。）は、落札の宣言（落札決定通知）を受けた日から5日以内に契約を締結していただきます。そのため、入札終了後、「配置予定技術者届出書」に必要事項を記入の上、必ず落札の宣言を受けた日の翌日までに提出してください。

落札者は、確認の結果、配置可能と判断された技術者をその工事の現場に配置することとなります。技術者及び現場代理人等の配置に当たっては、契約後速やかに「現場代理人等通知書」を提出してください。

確認の結果、適正に技術者を配置できないことが判明したときには、契約を締結しないこととなります。入札前に、工事現場に適正に技術者を配置できる見込みがないことが判明したときには、入札を辞退する等の措置をとってください。落札したにも関わらず、技術者が配置できないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がありますので、留意してください。

### 3 適用日 平成28年6月1日

### 4 届出書提出対象工事 請負金額250万円以上の工事

経營業務管理責任者及び営業所専任技術者と監理技術者等の兼務の可否について

	専任を要しない工事 (請負金額が <u>3,500</u> 万円 (建築一式工事は <u>7,000</u> 万円) 未満の工事)			専任を要する工事 (請負金額が <u>3,500</u> 万円 (建築一式工事は <u>7,000</u> 万円) 以上の工事)		
	現場代理人	主任技術者	監理技術者	現場代理人	主任技術者	監理技術者
経營業務管理責任者	×	△ (注)	△ (注)	×	×	×
営業所の専任技術者	×	△ (注)	△ (注)	×	×	×

(注)： 次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務管理責任者と監理技術者等、営業所の専任技術者と監理技術者等の兼務を認める。

- ① 当該営業所で請負契約が締結された建設工事
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ③ 当該営業所と常時連絡をとれる体制にあること